

動物の愛護及び 管理に関する法律の概要(抜粋)

基本原則

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

動物の飼い主等の責任

動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。また、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めなければなりません。なお、動物の所有情報を明らかにするためにマイクロチップなどの装着を推進しています。

罰則

愛護動物*をみだりに殺し又は傷つけた場合は、^{※1}1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。また、愛護動物に対しみだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った場合、あるいは遺棄した場合は、^{※2}50万円以下の罰金に処されます。

* 愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる、その他人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。

※1 平成25年9月1日から「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」となります。

※2 平成25年9月1日から「100万円以下の罰金」となります。



このガイドラインは、猫による危害やトラブルを、市民の生活環境の問題として捉え、動物を愛護する精神との両立を図りながら、市民の皆様の理解と協力により、快適な市民生活の実現を目指そうとするものです。

静岡市動物指導センター 〒421-1222 静岡市葵区産女953番地 電話 054-278-6409
動物指導第2担当 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話 054-354-2403

人と猫が穏やかに暮らすための ガイドライン (概要版)



近年、市街地では、猫を原因とする様々な問題が発生し、市民の皆様から多くの苦情相談が静岡市動物指導センターに寄せられています。屋外へ出入り自由に行っている飼い猫や、放棄された猫とその子猫や子孫が野良猫となって、糞や尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の生活環境の問題を引き起こしているのです。

また、静岡市動物指導センターでは、毎年1,000頭を超える野良の子猫が持ち込まれ、その多くが殺処分となっています。この殺処分頭数は、人口規模が同じくらいの他都市と比べて多い状態が続いています。

静岡市は、猫による様々な問題や殺処分となる猫を減らし、そしてそれが無くなる日を目指して、市民の皆様にも協力していただきながら、施策を推進するための指針となるガイドラインを作成しました。

静岡市が行う取り組み

静岡市は、人と猫が穏やかに暮らす町の実現を目指して、次に掲げる取り組みを市民の皆様と協働し推進していきます。

■ 飼い猫の適正飼育

1 屋内飼育の普及啓発

屋外に出た猫は、飼い主の気付かない所で畑荒らしや糞尿などにより、近隣の方へ迷惑かけたり、野良猫を産み出す元になっています。屋内の飼育環境を整えてやれば、猫は安心して屋内で生活できるようになります。

また、屋内飼育は、外出することによって起こる感染症や交通事故などの危険も軽減されます。

2 不妊手術の推進

猫が繁殖して、適正な飼育ができない数になってしまわないように、メス猫の避妊・オス猫の去勢手術を行うよう勧めます。また、野良猫を増やさないためにも、飼い猫に対して不妊手術を行うことが必要です。

3 終生飼養の啓発に努めます

最後まで愛情を持って飼育することは、飼い主の責任であり、どうしても飼えなくなったときは、新しい飼い主を探す努力をするようアドバイスします。

4 猫の遺棄に対する厳正な対処

猫の飼育を放棄し捨てることは、罰金刑に当たる犯罪であることを周知し、警察と連携して防止対策に努めます。



■ 野良猫を増やさない

1 不適正な餌やりに対する改善・指導

野良猫に餌を与えている人には、不適正な給餌によるトラブルとならないように、餌を与えるだけでなく食べ残しや糞尿の始末と、野良猫を増やさないために不妊手術の必要性について指導します。

2 不妊手術助成事業の推進

静岡市内に生息する、野良猫の不妊手術を、静岡市獣医師会に所属する動物病院で行う場合には、静岡市獣医師会が実施している手術に係る費用の助成制度を利用することができます。

静岡市は、この助成事業に対して、補助金を交付しています。

3 野良猫のTNR活動の推進

市内では、多くの市民の皆さんによって、野良猫が増えないように、猫を捕獲し、不妊手術をして、元の場所に戻す活動が行われています。愛護動物である野良猫の命を守りながら減らしていく方法として、広く行われるよう捕獲用の檻の貸出し等の援助を行っています。

4 地域猫活動の推進・支援

猫の問題は、地域の生活環境の問題として捉え、地域住民の理解を得て、自治会（町内会）等が、ボランティアや動物福祉団体等と連携して、地域でのルールと役割を決めて野良猫の世話をする「地域猫活動」の実施に向けた支援を行います。

■ 殺処分となる猫を減らす

1 譲渡活動（飼主探し）

動物指導センターで、やむを得ない理由で引き取り収容した猫の生存機会を拡大するため、できるだけ多くの猫が新しい飼い主に迎えられよう、譲渡事業を充実していきます。

2 猫の引取の制限

愛護動物である猫は、そのまま放置しておくことのできない幼弱な子猫等、やむを得ない理由のあるもの以外は原則として引取らないこととし、新しい飼い主を探す努力をするよう勧めます。

市民の皆さんの協力（お願い）

人と猫が穏やかに暮らす静岡市を実現するためには、行政、市民、地域、動物関係団体等が、それぞれの役割のもと、協働で取り組むことが重要です。



■ 市民の役割

市民は、猫が愛護動物であることを理解するとともに、猫が問題となっている地域では、地域住民全体の問題として話し合いに積極的に参加し、このガイドラインを参考にして、野良猫のTNR活動や地域猫活動に理解を深め、協力し合いましょう。

■ 自治会（町内会）の役割

地域で猫に関する問題が起きたときには、地域全体の生活環境の問題として取り組み、解決に向けた話し合いや活動をお願いします。

■ 動物病院の役割

猫の飼い主への飼い方指導や、野良猫の不妊手術の依頼があったときは、積極的な協力をお願いします。

■ 動物福祉団体等の役割

野良猫に対する活動に取り組む市民に対し、猫のTNR活動の方法や餌やりの方法などの助言、支援とともに地域猫活動への協力をお願いします。

■ 動物取扱業者の役割

ペットショップやブリーダー等の動物取扱業者は、動物愛護法の定めに従い、猫を販売するときに購入者に対して、適正飼育管理について説明を行ってください。

野良猫対策に関する用語

■ TNR活動

TNRとは、

- ① 猫を捕獲する (Trap)
- ② 猫に不妊手術を施す (Neuter)
- ③ 猫を生活していた元の地域へ戻す (Return)

という頭文字をとったものです。野良猫の数を今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせることを目的として、ボランティアや動物福祉団体等によって不妊手術を行う継続的な活動が行われています。将来的に野良猫を減らすための有効な手段です。

■ 地域猫活動

野良猫問題を地域の環境問題として考え、不妊手術した猫を地域の住民の協力を得て、その地域で飼育管理することを地域猫活動といいます。

住民トラブルの解消に向けた活動として、地域住民の理解を得て、自治会（町内会）等が中心となって活動を進めていきます。

不妊手術した猫は繁殖せず一代限りで終わり、新たな捨て猫を無くせば、地域から野良猫を減らすことができ、猫によるトラブルを解消する、現在では唯一の方法であるといえます。地域における問題を解決するためには、地域の皆様の理解と協力が必要です。

■ 耳先V字カット



〈例〉

不妊手術を施された野良猫であることが離れた所からでも判別できる「しるし」として、手術の際に耳先をさくらの花びら状に1cmカットする方法で、不妊手術のために再び捕獲されないように、全国的に行われており、静岡市でも、助成制度によって野良猫に不妊手術をする時にV字カットを実施しています。手術の麻酔中に行うため、特別な苦痛は伴いません。

不妊手術を施され、これ以上繁殖しない猫であることを知らせる「しるし」です。静岡市では、去勢手術済みのオス猫は右耳、避妊手術済みのメス猫は左耳をさくらの花びら状に耳先をV字カットします。

■ マイクロチップ

飼い猫には、行方不明や災害発生時等の準備として、身元証明となるものを着けておく必要があります。

マイクロチップ（以下「MC」という。）は、個体識別装置で、直径2mm長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具です。MCは、一度体内に埋め込むと脱落や消失の可能性がなく、データを書き換えることができないため、MCを装着していれば、迷子、災害、盗難、事故など、いざという時に、猫と飼い主にとって安心で確実な身元証明になります。